

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	6月9日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・法律相談	6月10日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
税務・経理相談	6月11日(木) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
労務相談	6月17日(水) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記まで事前予約して下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

* 商工会では、上記のほかに経営指導員によるあらゆる相談・指導を常時行っています。
給付金等の申請手続きも、ご支援させていただきますので、ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします） ： ～ ：
---------------------------------	---

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

労働保険年度更新の申告・納付について

労働保険の年度更新の手続の時期は6月1日から7月10日までですが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、8月31日までに延長されました。

商工会に事務委託されている事業所の皆様には、関係書類を送付させていただきますので、賃金等の報告をお願いいたします。

商工会は、労働保険事務組合の認可を受けており、事務委託されますと、本来労災保険の対象とならない会社役員や事業主ならびに家族従業員も労災保険に特別加入することが出来るほか、保険料を3期に分納できるなどのメリットがあります。

64歳以上の高年齢労働者の雇用保険料免除は、令和元年度をもって廃止となり、本年4月より雇用保険の被保険者は年齢にかかわらず雇用保険料の徴収が必要になります。

マル経融資のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1か月の売上が前年または前々年度の同期と比較して、5%以上減少した事業者者に別枠で融資します

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額 : 2,000万円 コロナ別枠 1,000万円
返済期間 : 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
基準金利 : 1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ 利子補給制度も適用されます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所を支援します。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により影響により、売上が前年同月比で、50%以上減少。

令和2年1月～12月の売上が対象です。

給付額 : 法人は200万円以内、個人事業主100万円以内。

申請期限 : 令和3年1月15日まで

大阪府休業要請外支援金

休業要請支援金の対象から外れた、府内の事業者者に法人に50万円、個人事業主に25万円を支給。

対象要件 :

- ① 令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること
- ② 令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること
- ③ 休業要請支援金の支給対象でないこと

申請期間 : 令和2年6月1日から6月30日まで

令和2年度商工会通常総会の書面議決について

令和2年度商工会通常総会につきましては、国からの緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商工会館での開催を中止させていただき、書面議決に変更させていただき、過半数の同意を得、有効に成立いたしましたことをご報告させていただきます。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

豊能町余野1008 Tel.739-1647 Fax.739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp